

## ちのDMO宿泊データ分析システム導入に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

「ちのDMO宿泊データ分析システム」導入にあたり、最も適した提案者を特定するための審査について、必要な事項を下記のとおり定める。

### 2 審査会の設置

「ちのDMO宿泊データ分析システム導入に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

### 3 審査会

#### (1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関することを審議する。

#### (2) 審査委員

審査委員は、次のとおりとする。

ア 委員長 ちの観光まちづくり推進機構専務理事

イ 委員 その他委員長が必要と認める者 7名以内

#### (3) 会議

ア 審査会の会議は、委員長が招集する。

イ 審査会には、提案者の出席を求め、提案内容の説明等をさせることができる。また、この場合、委員長の決するところにより、Web会議等の手段による出席とすることができる。

ウ 委員長は、必要があるときは、委員及び提案者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

エ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

### 4 審査方法

#### (1) 審査対象

提案書類及びヒアリング

#### (2) 評価点

提案書類及びヒアリング終了後、別表の審査基準に基づき点数化して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会の評価点」とする。

#### (3) 最適提案者の特定

審査の結果、審査会の評価点の最も高い者を最適提案者として特定する。最も高い評価点が同点で2者以上ある場合は、最適提案者は委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。ただし、審査会の評価点が満点の6割に満たない場合は、特定しないものとする。